事務連絡

令和３年２月10日

各社会福祉施設・事業所管理者 様

愛媛県保健福祉部長

社会福祉施設等における新型コロナウイルスの感染拡大防止の

対応の徹底について（第８報）

社会福祉施設等における新型コロナウイルスの感染拡大防止の対応の徹底については、これまで令和２年２月27日以降７度にわたる事務連絡通知により周知しているところですが、今年に入ってから県内の高齢者施設３カ所でクラスターが発生したこと及び特別警戒期間が３月７日まで再延長された状況を踏まえ、改めて県内各社会福祉施設・事業所におかれては、施設内感染対策の徹底に努めるとともに、特に下記事項に留意し、職員自身が感染源とならないよう、また、外部からの感染持ち込み防止を強化し、万全の対策を取っていただきますようお願いいたします。

　*※（別紙）下線部は今回の通知で追記・修正した箇所です。*

（特に留意する事項）

１　新型コロナウイルス感染者が発生または、疑われる者が発生した場合には、保健所の指示に従うが、保健所の指示があるまでの間は、eラーニング研修（別紙Ⅱ１（３）参照）や本通知、ＢＣＰ（業務継続計画）等を踏まえ、県又は市町と連携して必要な衛生資材を確保し、マスク着用等の感染防止対策を徹底の上、業務継続に努めること。

２　全国的に家庭内で感染した職員を経由した感染事例が多くみられることから、特に感染警戒期が継続している間は、感染拡大地域との往来や出張を極力自粛する、会食は身近な人と少人数で長時間を避ける、２週間以内に感染リスクの高い行動をした方や体調不良の方は会食に参加させない等の感染回避行動を徹底するとともに、職員の同居者についても可能な限り同様の配慮を求めること。

３　感染者のうち入院治療を要しない軽症・無症状の入所者については、施設内で療養する場合があるので、その場合は保健所の指示に従い、適切にゾーニングを行い、感染拡大防止を徹底のうえ、入所者の健康管理に配慮して業務を継続すること。

|  |
| --- |
| 【担当課】（救護施設関係）保健福祉課生活保護係 Tel：089-912-2385（保育所等関係）　子育て支援課保育・幼稚園係　Tel：089-912-2412（放課後児童クラブ等関係）　子育て支援課子育て支援企画係　Tel：089-912-2413（児童養護施設等関係）　子育て支援課児童・婦人施設係　Tel：089-912-2414（障がい福祉施設関係）　障がい福祉課障がい支援係 Tel：089-912-2424（高齢者福祉施設関係）長寿介護課介護事業者係 Tel：089-912-2432 |

（別紙）

**Ⅰ　共通事項**

１　職員及び利用者（以下利用者等）への対応について

（１）利用者等のみならず、面会者や委託業者等、利用者等と接触する可能性があると考えられる者を含めて、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等による対策を徹底すること。

（２）利用者等の毎日の健康観察を徹底し、体調の異変が認められる場合は、速やかに医療機関を受診するとともに、自宅待機等の適切な措置を取ること。

（３）発熱等の症状が認められる職員は出勤を行わないことを徹底するほか、発熱者等の増減をグラフにして可視化するなど、施設等全体の傾向を的確に把握すること。

（４）全国的に家庭内で感染した職員を経由した感染事例が多くみられることから、職員の同居者の健康管理にも留意すること。また、特に感染警戒期が継続している間は、感染拡大地域との往来や出張を極力自粛する、会食は身近な人と少人数で長時間を避ける、２週間以内に感染リスクの高い行動をした方や体調不良の方は会食に参加させない等の感染回避行動を徹底するとともに、職員の同居者についても可能な限り同様の配慮を求めること。

（５）利用者等は、換気が悪く人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底すること。

　　※令和２年10月23日、新型コロナウイルス感染症対策分科会提言「感染リスクが高まる「５つの場面」参照

（６）感染者が発生した場合に積極的疫学調査への協力が可能となるよう症状出現２日前からの接触者リストや利用者のケア記録、直近２週間の勤務表等の記録を準備しておくとともに、濃厚接触者となる利用者等の特定の際には、可能な限り利用者のケア記録の提供等を行うこと。

（７）入国拒否の対象地域から帰国後症状がある職員等がいる場合、施設長は速やかに市町に対して、人数や症状、対応状況等を報告するともに、発熱等の症状により感染が疑われる職員等がいる場合は、保健所に報告して指示を求めること。

（８）厚生労働省で開発を進め令和２年６月19日付けでリリースされた「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」及び県独自の接触確認システム「えひめコロナお知らせネット」の活用について職員に周知を行うこと。

（COCOA）<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html>

(えひめコロナお知らせネット) https://www.pref.ehime.jp/h25500/linenet.html

（９）外出については、生活や健康の維持のために必要なものは、むやみに制限すべきではなく、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を徹底し、自らの手で目、鼻、口を触らないように留意すること。

なお、県内及び地域の感染状況を鑑み、感染が流行している場合、人との接触機会の低減の観点から、段階的に外出を制限する等の対応を検討すること。

※別添「高齢者施設等における面会・外出対応例」参照

（10）普段から利用者のケアプランや個別支援計画等を確認し、他の事業所等の利用状況の把握に努めること。

２　新型コロナウイルス感染が疑われる者等への対応について

（１）新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合には、地域で身近な医療機関や受診相談センター等に電話連絡し、指示を受けるとともに、施設長への報告や施設内の情報共有、指定権者への報告、家族等への報告を行うこと。

【新型コロナウイルスの感染が疑われる者】

社会福祉施設等の利用者等で、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある者、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状等が続く者（上記にかかわらず高齢者・基礎疾患がある者・妊婦である利用者等については発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状等がある者）、医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う者であって、PCR陽性等診断が確定するまでの間の者。

（２）新型コロナウイルス感染が疑われる者と長時間の接触があった者や、適切な感染の防護なしに介護等していた者等を、濃厚接触が疑われる利用者・職員として特定し、適切な対応を行うこと。

（３）濃厚接触が疑われる職員は、発熱等の症状がある場合、自宅待機を行い、保健所の指示に従うこと。発熱等の症状がない場合は、保健所と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応すること。

（４）保健所により濃厚接触者とされた職員については、自宅待機を行い、保健所の指示に従うこと。職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従う。

（５）複数のサービス事業所を併設する事業所においては、利用者等の事業所間の往来を可能な限り避け、感染拡大防止に努めること。

（６）感染が確定した場合は、速やかに市町及び管轄地方局地域福祉課へ事故報告するとともに、県等が行う感染経路の特定や濃厚接触者の特定に協力すること。

また、感染者については、原則入院することとなるが、感染者のうち入院治療を要しない軽症・無症状の利用者については、施設内又は自宅で療養する場合があるので、その場合は保健所の指示に従うこと。

**Ⅱ　入所施設・居住系サービスにおける留意点**

１　利用者等への対応について

（１）リハビリテーション等共有スペースで実施する際は、可能な限り同じ時間帯・同じ場所での実施人数の縮小のほか、定期的に換気や手が届く範囲以上の距離を確保するなど、感染拡大防止の対策を講じた上で実施すること。

（２）感染症発生時に備え、愛媛県老人福祉施設協議会が関係団体等と連携し作成したeラーニング研修の内容を踏まえ、感染拡大防止対策の徹底（PPEの着用、ゾーニング等）やＢＣＰ（業務継続計画）の作成など適切に対応できる体制づくりを構築すること。

　　※愛媛県老人福祉施設協議会 社会福祉施設感染症対策研修

「新型コロナウイルス感染発生!その時どうする？」

<https://elearning.ehime-shakyo.jp/seminar/login/login.php?c=OTEw>

ログインに必要なＩＤとパスワードは、令和２年８月以降、県老施協より各施設宛に送付されております。ID等不明の場合は、県老施協（089-921-8566）までお問い合わせください。

（３）新型コロナウイルス感染者が発生または、疑われる者が発生した場合には、速やかに施設長等に報告し施設内で情報共有するとともに、保健所の指示に従い、指定権者及び当該利用者の家族等にも報告すること。

また、保健所の指示があるまでの間は、上記研修や本通知、ＢＣＰ（業務継続計画）等を踏まえ、県又は市町の福祉担当部局と連携して必要な衛生資材を確保し、マスク着用等の感染防止対策を徹底の上、業務継続に務めること。（感染拡大時においては、保健所が来所するまで時間を要することが想定されるが、感染拡大防止のためには一刻も早く対応することが肝要。）

（４）新型コロナウイルス感染者の居室や、利用した共用スペース等の消毒・清掃を実施すること。

（５）保健所により濃厚接触者とされた利用者を原則個室に移し、感染防護具（ＰＰＥ）を適切に使用してサービスを継続するほか、濃厚接触者や疑いがある利用者とその他の利用者の介護等の担当職員を分けるなど、感染拡大に留意すること。（濃厚接触が疑われる利用者に対しても同様）

なお、詳細な対応方法や個別のケア等の実施に当たっての留意点については、令和２年10月15日付け厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その２）（一部改正）」「介護現場における感染対策の手引き」及びeラーニング研修「濃厚接触者に対するケアの留意点」（Ⅱ１（２）参照）を参照すること。

　　　また、必要な防護具が不足する場合は、地方局地域福祉課又は市町担当課に相談すること。

**【濃厚接触者に対しケア等を行う際の感染防止について】**

 　①適切な個人防護具の着用

|  |  |
| --- | --- |
| **サービス内容** | **着用する個人防護具** |
| 利用者や居室内の物品に触れない場合（声掛け等） | サージカルマスク |
| 居室内の物品には触れるが、利用者に触れない場合（シーツ交換等） | サージカルマスク、ニトリル手袋 |
| 利用者に触れる場合（体位変換介助等） | サージカルマスク、ニトリル手袋、ガウン |
| 飛沫を浴びる恐れのある場合（痰吸引、排せつケア等） | サージカルマスク、ニトリル手袋、ガウン、フェイスシールド、キャップ |

②１ケア毎の手指消毒

③利用者のサージカルマスク着用

④居室の定期的な換気

⑤入浴介助は濃厚接触が避けられないことから、清拭により対応すること。

このような感染防止対策に適切※に取り組んでいる場合は、担当する利用者が感染者となった場合でも、濃厚接触者に特定されるリスクが低減される。

※『適切に』取組みができているかどうかは、保健所の判断となるため、保健所の指示に従うこと。

２　面会の実施及び留意事項について

（１）面会については、現在の本県の警戒レベルが「感染警戒期の特別警戒期間」にあることを踏まえ、利用者・家族のＱＯＬを考慮して面会の必要性を検討の上、実施する際は厳重な感染予防策を実施すること。

また、緊急事態宣言が発令された感染拡大地域等を２週間以内に訪問した方については、原則面会を制限すること。

（２）面会の実施に当たっては、令和２年10月15日付け厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その２）（一部改正）」に記載の留意事項を参考にすること。なお、県内及び地域の感染状況、面会者の状況（県外訪問歴等）により、段階的に面会を制限又は緩和する等の対応を検討すること。

※別添「高齢者施設等における面会・外出対応例」参照

**【面会の感染対策（例）】**

　　　・マスクの着用

・パーテーションの設置

・換気可能な別室を利用

・換気の徹底

・面会時間の制限（15分未満）

・適切な距離の確保（1.5m以上）

・職員の立会　等

このような感染防止対策に適切※に取り組んでいる場合は、面会者が感染者となった場合でも、濃厚接触者に特定されるリスクが低減される。

※『適切に』取組みができているかどうかは、保健所の判断となるため、保健所の指示に従うこと。

（３）オンライン面会についても、「高齢者施設等におけるオンラインでの面会の実施について」（令和2年5月15日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室事務連絡）、「障害者支援施設等におけるオンラインでの面会の実施について」（令和２年５月22日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）等を参考にすること。

３　施設への立ち入りについて

（１）委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱や咳などの呼吸器症状等が認められる場合には入館を断ること。

（２）業者等の施設内に出入りした者の氏名・来訪日時・連絡先については、感染者が発生した場合に積極的疫学調査への協力が可能となるよう、少なくとも１ヵ月間は記録を保管しておくこと。

４　感染者を施設内で入所継続する場合の対応について

（１）保健所と相談し、施設の構造、利用者の特性を考慮した上で、生活空間等の区分け（ゾーニング）等を実施すること。

（２） 感染している利用者、濃厚接触者及びその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けて対応を行うこと。夜勤時等、分けることが困難な場合は、防護具の着用等、特段の注意を払うこと。

（３）健康管理の方法や、症状に変化があった場合等の相談先を含めた連絡先や報告フロー等の対応方針を事前に確認し、症状や状態に変化があった場合には、事前に確認した方針に従い、速やかに医師や保健所等に相談すること。

（４）感染している利用者については、特に健康の状態や変化の有無等に留意が必要であり、保健所等の指示に従い、例えば、適時の検温、呼吸状態及び症状の変化の確認、パルスオキシメーター等も使用した状態の確認、状況に応じた必要な検査の実施等を行い、利用者から聞き取った内容とともにケア記録に記載すること。

また、症状や状態に変化があった場合には、事前確認した方針に従い、速やかに医師、保健所等に相談すること。新型コロナウイルス感染症の患者は、状態が急変する可能性もあることに留意が必要であること。

（５）施設内感染等により濃厚接触者となった職員の就業制限は、最終曝露日から14日間自宅待機とし、濃厚接触者とならなかった職員については制限をかけず状況に応じて施設で判断するなど、過大に就業制限をかけて施設機能を低減しないよう配慮すること。

（６）管理者は、職員体制、入所継続している感染者の状況、その他の利用者の状況、物資の状況等について、１日１回以上を目安に指定権者に報告を行うこと。

（７）詳細な対応方法や個別のケア等の実施に当たっての留意点については、令和３年１月14日付け厚生労働省事務連絡「病床ひっ迫時における高齢者施設での施設内感染発生時の留意点について」等を参照すること。

**Ⅲ　通所・短期入所等サービスにおける留意点**

１　利用者等への対応について

（１）送迎（登園等）に当たっては、送迎車に乗車（登園等）する前に、発熱等が認められる場合には、利用を断ること。

（２）発熱等により利用を断った利用者については、当該利用者を担当する居宅介護支援事業所又は相談支援事業所等に相談し、訪問介護等の提供を検討すること。

（３）リハビリテーション等のサービスを提供する場合には、可能な限り同じ時間帯・同じ場所での実施人数を減らすほか、定期的な換気や利用者同士の距離について配慮するなど感染拡大防止の対策を講じること。

（４）新型コロナウイルス感染が疑われる者を把握した場合には、速やかに管理者等に報告し施設内で情報共有するとともに、指定権者及び当該利用者の家族等に報告すること。

（５）新型コロナウイルス感染が疑われる者が利用した部屋や車両等の消毒・清掃を実施すること。

（６）保健所により濃厚接触者とされた利用者については、自宅待機を行い、保健所の指示に従うこと。居宅介護支援事業所等は、保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保すること。

　　　なお、短期入所利用者においては、必要に応じ、入所施設・居住系サービスと同様の対応を行うこと。

（７）感染拡大地域の家族等の接触があり新型コロナウイルス感染の懸念があることのみを理由にサービスの提供を拒否することは、正当な理由に該当しないことから、感染防止対策を徹底した上で必要なサービスを提供すること。（令和３年２月５日付け厚生労働省事務連絡「病床ひっ迫時における在宅要介護高齢者が感染した場合の留意点等について」参照）

　　　なお、サービスの提供に当たっては、本通知、令和２年10月15日付け厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その２）（一部改正）」「介護現場における感染対策の手引き」を参照の上、実施すること。

２　利用者に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について

（１）感染した利用者については、原則、入院することとなる。

（２）感染症の発生状況等により、提供するサービスの全部又は一部の休業を要請することがあること。

（３）他の事業所への感染拡大を防止するため、居宅介護支援事業所や相談支援事業所等と連携し、速やかな情報共有を図ること。

**Ⅳ　居宅を訪問して行うサービス等における留意点**

１　利用者等への対応について

（１）新型コロナウイルス感染が疑われる者を把握した場合には、速やかに管理者等に報告し事業所内で情報共有を行い、指定権者及び当該利用者の家族等に報告すること。

（２）感染拡大地域の家族等の接触があり新型コロナウイルス感染の懸念があることのみを理由にサービスの提供を拒むことは、サービス提供拒否の正当な理由に該当しないことから、感染防止対策を徹底した上で必要なサービスを提供すること。（令和３年２月５日付け厚生労働省事務連絡「病床ひっ迫時における在宅要介護高齢者が感染した場合の留意点等について」参照）

２　新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者とされた利用者へのサービス提供時の留意点について

（１）保健所により濃厚接触者とされた利用者について、居宅介護支援事業所等は、保健所と相談し、訪問介護の必要性を再度検討したうえで、生活に必要なサービスを確保すること。

また、保健所の指示があるまでの間は、eラーニング研修（Ⅱ１（２）参照）や本通知、ＢＣＰ（業務継続計画）等を踏まえ、県又は市町の福祉担当部局と連携して必要な衛生資材を確保し、感染防止対策を徹底の上、必要なサービス提供に務めること。

（２）サービスを提供する場合、感染防護具を適切に使用し、担当職員を分けて対応する、訪問時間を可能な限り短くする、最後に訪問する等、感染防止策を徹底すること。

なお、必要な感染防護具が不足する場合は、地方局地域福祉課又は市町担当課に相談すること。

（３）基礎疾患を有する者及び妊婦等の訪問介護員等については、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行うこと。

（４）詳細な対応方法や個別のケア等の実施に当たっての留意点については、令和２年10月15日付け厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その２）（一部改正）」「介護現場における感染対策の手引き」及びeラーニング研修「濃厚接触者に対するケアの留意点」（Ⅱ１（２）参照）を参照すること。

**【濃厚接触者に対しケア等を行う際の感染防止について】（再掲）**

 　①適切な個人防護具の着用

|  |  |
| --- | --- |
| **サービス内容** | **着用する個人防護具** |
| 利用者や居室内の物品に触れない場合（声掛け等） | サージカルマスク |
| 居室内の物品には触れるが、利用者に触れない場合（シーツ交換等） | サージカルマスク、ニトリル手袋 |
| 利用者に触れる場合（体位変換介助等） | サージカルマスク、ニトリル手袋、ガウン |
| 飛沫を浴びる恐れのある場合（痰吸引、排せつケア等） | サージカルマスク、ニトリル手袋、ガウン、フェイスシールド、キャップ |

②１ケア毎の手指消毒

③利用者のサージカルマスク着用

④居室の定期的な換気

⑤入浴介助は濃厚接触が避けられないことから、清拭により対応すること。

このような感染防止対策に適切※に取り組んでいる場合は、担当する利用者が感染者となった場合でも、濃厚接触者と特定されるリスクが低減される。

※『適切に』取組みができているかどうかは、保健所の判断となるため、保健所の指示に従うこと。

**Ⅴ　その他**

　当該感染症については、日々状況が変化しているところであり、厚生労働省のホームページに掲載される事務連絡等により、最新情報を確認し、対応に遺漏のないよう努めること。

最新の情報及びこれまでの厚生労働省等からの通知については、下記、関連リンクを参照すること。

関連リンク

【厚生労働省関係】

〇新型コロナウイルス感染症について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html>

○「保育所における感染症対策ガイドライン（2018 年改訂版）」

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf>

○「高齢者介護施設における感染対策マニュアル 改訂版」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000500646.pdf>

〇「介護現場における感染対策の手引き」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678253.pdf>

※ 障害福祉サービス等事業者等については「保育所における感染症対策ガイド

ライン（2018 年改訂版）」や「高齢者介護施設における感染対策マニュアル

改訂版」を参照。

【愛媛県関係】

○児童福祉施設関係

新型コロナウィルスに係る情報等について

<https://www.pref.ehime.jp/h20300/kosodate/singatakorona.html>

○障がい福祉施設関係

新型コロナウィルスに係る情報等について

<https://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/jigyousyaoshirase/singatakoronawirusu/index.html>

○高齢者福祉施設関係

介護サービス事業者及びサービス利用者の方へ

<https://www.pref.ehime.jp/h20400/kaigohoken/jigyou/index.html>